

令和2年度

川口市包括外部監査結果報告書

令和3年3月

川口市包括外部監査人

公認会計士 小山 彰

目次

I 包括外部監査の概要

1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	監査の視点	1
5	監査の主な手続	2
6	監査の対象機関	3
7	監査の対象年度	3
8	監査の実施期間	3
9	「監査の結果」と「意見」について	3
10	監査従事者	4
11	利害関係	4
12	表示数値	4

II 廃棄物処理事業について

第1章 廃棄物の処理を取り巻く状況

1	関係法令の体系と概要	5
2	廃棄物処理法の概略	9
3	廃棄物の体系	15
4	国の指針（基準、ガイドライン、手引き）	15
5	国及び県の達成目標	20
6	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、規則	22
7	第7次川口市一般廃棄物処理基本計画	22

第2章 市の廃棄物処理の全体像

1	廃棄物処理の体制	27
2	決算、原価計算、行政コスト計算書及び資産・負債	28
3	ごみ処理の流れ	33
4	ごみの排出状況（各種データ）	34
5	資源化の状況（各種データ）	38

第3章	監査の結果と意見	
1	総括	41
2	個別の指摘及び意見	43
第4章	一般廃棄物ごみ処理基本計画	
第1	ごみ処理における課題	47
第2	達成目標	58
第3	具体的施策	140
第5章	中間処理施設の状況	
第1	戸塚環境センター	168
第2	朝日環境センター	211
第3	リサイクルプラザ	253
第4	鳩ヶ谷衛生センター	275
第5	新戸塚環境センターの建設整備	299

I 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「廃棄物処理事業について」

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

廃棄物処理において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、市は責任を有し、裁量権を持っている。一方で、同法は市民にも廃棄物の減量その他その適正な処理に関して、市の施策に協力することを求めている。よって、廃棄物処理は、まさに自治そのものであると言える。また、廃棄物処理を担う市の取り組みは、地球温暖化、資源の枯渇といった環境問題へ直結することから、近年その重要度は増している。

市民生活によって排出されるごみの量と質は、人口の増減や経済活動の変動、ライフスタイルの変化に大きく影響を受ける。全国的に人口減少が進む中であっても、東京一極集中により都心への通勤圏内である川口市の人口は増加を続けており、また、家具等の生活用品は低価格品が普及し、少し前まで耐久消費財とされていた物品の買い替えが容易となった今日において、ごみの排出量抑制は重要な課題となっている。

市には、現在、戸塚環境センターと朝日環境センターの 2 つの廃棄物処理施設がある。戸塚環境センターは、西棟が令和 9 年前後に更新時期を迎えるとともに、市で唯一の粗大ごみ処理施設は竣工から 45 年が経過し老朽化が著しく、万一不測の事態が生じれば川口市の粗大ごみ処理が滞り、市民生活に多大な影響を与えることになる。また、朝日環境センターは、稼働開始から既に 17 年が経過しており、各設備の経年劣化が課題となっている。

このような状況において、衛生的で快適な生活環境の保全のために、廃棄物処理を停滞させることがないように、安定的な廃棄物処理体制が構築・運用されているか、事業が効果的・効率的に実施されているかを確認することは有用であり、市民の利益に資すると考え、廃棄物処理事業を監査テーマとして選定した。

4 監査の視点

(1) 廃棄物処理事業全般について

ア 市の廃棄物処理事業が、果たすべき役割と合致しているか。

イ 市の廃棄物処理事業が、法令・規則等に従って適切に行われているか。

ウ 「川口市一般廃棄物処理基本計画」の内容は妥当か。また、数値目標を達成

しているか。

- エ 「川口市一般廃棄物処理基本計画」第6次計画のごみ処理基本計画の各施策（取組）について、その実施状況を検証しているか。これらの検証結果が第7次計画に反映されているか。

(2) 中間処理施設について

- ア 施設の概要の把握
- イ 施設に対する各種規制内容の把握
- ウ 施設の稼働状況の把握
- エ 施設の運営・維持管理は適切に行われているか。
- ・現金、未収金、固定資産、備品は適切に管理されているか。
 - ・固定資産台帳、備品台帳は整備されているか。
- オ 処理手数料は適切な水準か。
- カ 施設は経済的・効率的に運営されているか。
- キ アセットマネジメントについて
- ・耐震化の状況
 - ・中長期修繕計画の状況
 - ・修繕、補修工事の状況
- ク 修繕工事、委託費等の契約手続きは適切か。
- ケ 施設の安全対策、危機管理は適切か。
- コ 新戸塚環境センター建設計画の検討
- サ その他の財務事務の執行は適切に行われているか。

5 監査の主な手続

(1) 関係書類等の閲覧

- ・関連法令、各種計画、ガイドライン等の閲覧
- ・諸規程、要綱の閲覧
- ・中間処理施設の管理運営に関する書類等の閲覧

(2) ごみの排出量及び資源化の各種データの検証

(3) 決算（歳入・歳出）、原価計算、行政コスト計算書等の検討

(4) 関係部署への質問

(5) 戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザの現地調査

- (6) 関係書類の照合及び分析
- (7) 現金、固定資産、備品等の実地照合及び管理状況の把握
- (8) 設備の利用状況の把握
- (9) 設備の損益状況の検討
- (10) 関係諸法令等の準拠性の検討
- (11) その他必要と認めた手続

6 監査の対象機関

対象部局は次のとおりである。

環境部環境総務課、資源循環課、産業廃棄物対策課、環境施設課、新戸塚環境センター建設室、収集業務課、戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ、鳩ヶ谷衛生センター、理財部契約課

7 監査の対象年度

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、本報告書作成終了までの令和2年度途中についても参考とする。

8 監査の実施期間

令和2年7月2日から令和3年2月19日

9 「監査の結果」と「意見」について

上記の監査手続を実施した結果、報告すべき事項については地方自治法第252条の37第5項〔包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない〕に基づいて「監査の結果」として記載した。

本報告書では、この「監査の結果」を「指摘」として記載することとする。

すなわち、

- ・財務に関する事務の執行等において、重大な誤りがあったため、当該事業の是正を求めるもの。
- ・事務事業の執行において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善を求めるもの。

を「指摘」としている。

なお、上記包括外部監査対象団体の長等は、この監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときはその旨を監査委員へ通知するものとされ、監査委員はこれを公表しなければならない（地方自治法第252条の38第6項）とされている。

また、包括外部監査人として監査の結果に添えて意見を提出する事項については地方自治法第252条の38第2項〔包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる〕に基づいて「意見」として記載した。

すなわち、「意見」は、「指摘」ではないが、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するため必要と認めて監査結果報告書に記載したものである。

10 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 小山 彰

包括外部監査人補助者

公認会計士 工藤 道弘

公認会計士 長内 温子

公認会計士 青山 裕之

公認会計士 市川 健

11 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

12 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。また、市が公表していない金額及び数値は、アスタリスク（例：*,***千円、**. *%）で示した。